

大阪市立大宮中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対処となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうる。」という認識のもと、「豊かな人権感覚と自己実現をめざす教育活動の創造」のために「大阪市立大宮中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

① 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

② 未然防止・早期発見のための取り組み

未然防止の手立てとして、最も有効なものは子供たちにとっての健全なネットワークづくりに他ならない。本校においてもあらゆる場面で「なかまづくり」を念頭に置いた取り組みを推進し、成果を上げている。今後も「学校いじめ防止基本方針」に「なかまづくり」の理念を尊重し、いじめの未然防止に努める。

いじめの早期発見のため、いじめアンケートを定期的に実施し、早期発見に取り組む。またいじめ相談体制の充実に努める。

3 いじめの未然防止についての取り組み

〈基本姿勢〉

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事案を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせない取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立と基礎学力向上

全国学力実態調査において、国語・数学とも A 問題においては、8~10%、B 問題では 12~15%、全国平均を下回った。基礎学力向上は本校の最重要課題である。そのためにも今以上に学習規律の確保が必要であり、かつ穏やかな授業時間を創造することがいじめの未然防止につながる。

② 「わかる授業」づくりのために

授業がわからないから集中できず、集中できないから授業を乱す。このようなスパイラルに陥っている生徒も多く存在する。つまり、従来の一斉授業において取りこぼしている生徒を解消していくことこそが「わかる授業」の目的である。現在、国語・数学・英語において TT や「習熟度別少人数授業」を積極的に取り入れ、基礎学力定着に向けた取り組みも進捗している。今後は、通常授業において「学び合い・教えあう」学習集団の育成に努め、有効な班学習を積極的に導入し、学びの形態を改革していくことを目指していく。

(2) 自己有用感を高めるために

① 思いやりの心をはぐくむ教育

本校においては、授業をはじめ道德教育や学級活動等すべての教育活動を通して、生徒一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくむ。

同時に、「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童生徒の育成に努める。

さらに、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめられている生徒やいじめについて訴え出た生徒は学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。

これらの指導は決して表面的なものに終わることなく、生徒が心を揺さぶられ、いじめの問題について真剣に向き合うようになるまで指導方法等に工夫を凝らし、継続していくことが必要である。

② 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

体験活動や自主的活動、奉仕活動等を積極的に推進し「命の大切さを実感させる」「問題解決能力をはぐくむ」「他人を思いやる心を育てる」など人間関係や生活経験を豊かなものにする取組を進める。

さらに、学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、生徒一人一人が「自分

を理解する」「自分を表現する」「仲間を理解して受け入れ信頼関係を築く」等の人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てる取組を進める。

そして、仲間同士で認め合い支え合う関係を深め、すべての生徒が達成感をもち、自尊感情を高め、常に心のエネルギーを満たし、自分の居場所がある温かい集団づくりを進める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 規範意識を身につけ、自浄力を持つ生徒集団の育成

生徒が学級活動や生徒会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さず、阻止するという強い意識といじめを解決できる力を持った自浄力のある生徒集団の育成により「いじめを許さない学級学年学校づくり」を実現する。

加えて、全ての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。

4 いじめの早期発見についての取り組み

〈基本姿勢〉

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事態把握を行い、対応することが大切である。

① 生徒理解

平素から生徒の交遊関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないよう注意すること。さらに、早期発見のためのチェックリストの活用、定期的なアンケートや教育相談週間の実施などにより、いじめ発見に向けて積極的な取組を欠かさない。

② 信頼関係の構築

カウンセリングや教育相談活動など日常の教育活動を通じ、生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。その上で担任を中心として深い信頼関係を築いていく。

③ 相談機能の充実

スクールカウンセラーや養護教諭と効果的に連携し、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。加えて、相談によってよい結果が出た例などを紹介し、生徒が相談に対して抵抗感を持たないような工夫をする。

④ 校外相談機関との連携

大阪市こども相談センターの教育相談指導室やいじめ・体罰ホットライン（24 時間電話相談）など校外の相談施設の機能や利用の仕方を生徒や保護者に周知し、必要に

応じて活用するよう啓発すること。さらに各相談システムと連携を図り、各校での指導に役立てていく。

5 いじめへの早期解決についての取り組み

〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で課外生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を行う。

① 実態把握

指導に当たっては、当該生徒双方、周囲の生徒から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有して、全体像を把握し、指導体制、方針、役割分担を明確にする。指導方針の共通理解のもと、生徒、保護者に対応し、事案に応じて教育委員会、関係諸機関と連携する。

② 生徒、保護者への指導

当該生徒から、状況や気持ちを十分に聴き取る。いじめられた生徒からは不安を取り除き、共感的に受け止める。いじめた生徒には、いじめは非人道的な行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。それぞれの保護者には事実関係や相手の児童生徒や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制等を伝える。

なお、生徒、保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

③ 周囲の生徒への指導

当該生徒の問題にとどめず、当該生徒のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取り組みを進める。

6 特別な支援を必要とする生徒への配慮

〈基本姿勢〉

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な生徒も在籍している。

このような生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し解消を図ったりするには、各学校の全教職員による支援体制の構築が不可欠である。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学校と各学校間、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。よって30年以上本校で取り組んでいる特別支援学級在籍生徒に対する通常学級での支援体制を今後も強化し取り組む所存である。

① 通常学級担任と特別支援学級担任の連携

相互の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情、及び行動の変化等に

ついて情報を交換する。特別支援学級生徒の連絡ノートは特別支援学級担任だけでなく学年・学校全体で情報を共有化していく。

個別の指導計画の内容や、交流及び共同学習の目標ならびに進め方等について指導方針を共有する。

② 常に教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動時、休み時間、給食準備時、朝の学活（終わりの学活）・O Tの時間帯など担任一人では見守りきれない時間帯を全職員でカバーできるよう体制づくりを行う。

③ 全職員での情報共有

職員会議、研会修、職員朝礼の場を活用し、当該生徒に係る情報を全職員で共有できる機会を確保する。

④ 保護者連携

保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、及び行動の変化等について情報を得る。

7 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月、12月、2月）

② 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、11月）

③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（6月・11月）

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラーの活用

② 大阪市こども相談センター等の教育相談窓口との連携

(3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

【研修会】

・集団育成研修会(4月)

・人権教育研修会(4月・8月・9月・10月・3月)

8 インターネット等の利用によるいじめへの対応

① 未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。

さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

② 早期対応

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事業によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していく。

9 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

① いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

＜構成員＞（ ）は拡大「いじめ対策委員会」時の構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、3学年主任、人権主担、地域連携担当、進路指導主事、（集団育成部長、健康教育部長、在外主担、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー）

＜活 動＞

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

＜開 催＞

週1回を定例会とし、月に1回は拡大「いじめ対策委員会」を開催する。また、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められ

るときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、大阪市教育委員会及び旭警察署等と連携して対処する。

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 情報発信・啓発については、学校ホームページを積極的に活用し、いじめ防止に向けての啓発活動を行う。また、「校長室だより」を月に１回発行し、いじめ防止に関する理念や学校での取り組みの様子を知らせる。
- ② 学校協議会へいじめ防止の理念及び校内での取り組みの様子を提言し、助言を得るとともに協力体制構築に取り組む。
- ③ 「いじめ対策委員会」の活動状況を年２回開催される「非行防止連絡会」において説明し、助言を得るとともに協力体制構築に取り組む。

(4) 取り組み内容の検証

- ① 「運営に関する計画」に「いじめ対策委員会」の進捗状況を掲載し、PDCAサイクルの活用のもと中間反省、並びに最終反省に向けて総括討議していく。
- ② 学校評価アンケートにおいて、いじめの早期発見に関する取組に関すること、いじめの再発を防止するための取組に関することを掲載し、いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、適正に自校の取り組みを評価する。

10 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、大阪市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 大阪市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。